規　則

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年二月二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（材料及び構造）	（材料及び構造）
第五十五条　［略］	**第五十五条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。ただし、想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有するものについては、この限りでない。	四　重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
［五～七　略］	［五～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	